

# 金融再保険やファイナイト保険における 保険料と保険リスクの関係

吉 澤 卓 哉

## 1. はじめに

金融(再)保険(financial insurance or financial reinsurance. 以下、金融保険も併せて「金融再保険」と呼ぶ)やファイナイト保険(finite risk insurance or finite risk reinsurance)<sup>1)</sup>については、何か妙な保険だという印象がどうも強いように思われる。金融再保険のそもそもの生い立ちが不幸だったのかもしれない。

たとえば、初期の金融再保険形態の一つであるロール・アップ再保険(rollers, rollovers or roll-up policies)<sup>2)</sup>の保険料は、英国の内国歳入庁(Inland Revenue)によっても経費控除が否認されるに至っている。

また、米国では剰余金(surplus)を重視する保険監督の下で、生命保険会社が剰余金救済型再保険(surplus relief reinsurance)を用いて、再保険会社への実質的なリスク移転を全く、または、ほとんど伴わずに、将来利益を犠牲に

して剰余金を見かけの上で増加させることが一時期盛んに行われた<sup>3)</sup>。

けれども、その後の保険監督当局の規制や会計処理基準の策定を踏まえて商品改定がなされた結果、現在欧米で活用されている金融再保険やファイナイト保険は、保険としては特に奇異なものではない。そのことを、保険リスクと保険料算定の経済的観点から示すのが本稿の主題である。保険料算定の経済的観点から分析を行うのは、金融再保険やファイナイト保険の最大の問題点はその保険料の性格であると考えられてきたからである<sup>4)</sup>。

ところで、日本では金融再保険やファイナイト保険の開発・利用が遅れているが、その最大の理由は、この種の保険の行政上、企業会計上、税務上の取り扱いが不明である点にある(ただし、財務再保険を除く。後述5参照)。そこで、本稿ではこうした取り扱いが比較的明確な米国の取り扱いにも触れることにする。

なお、現在利用されている金融再保険とファ

1) 金融再保険やファイナイト保険については、【Tiller & Fagerberg 1990】pp95-158, 【Kiln 1991】pp 377-391, 【Rice 1992】Vol. 1, Re-14-19, 【吉澤 1994】93頁以下, 【Bunner 1995】, 【Carter 1995】pp641-, 【Monti & Barile 1995】, 【Phifer 1996】pp97-, 【森宮 1996】81頁以下, 【Swiss Re 1997】, 【O'Neil & Woloniecki 1998】pp309-, 【日吉 1998①, ②】, 【トーア 1999】38-45頁などを参照。

2) ロール・アップ再保険とは、保険成績の良い年度の保険料を将来の保険料として蓄積しておく再保険

形態のことである。

3) 【古瀬1996】113-114頁参照。

また、生命保険会社の剰余金救済型再保険を規制するニューヨーク州の規則である New York State Insurance Department Regulations, Part 127 Reinsurance Transactions by Licensed Life Insurers, Regulation 102 (1985)を参照。

4) 特に、過去の金融再保険については、保険なのか貯蓄(deposit)なのかが論議されてきた。なお、注2参照。

イナイト保険とを厳密に区別することは困難である。両者の共通の特徴は、多数年の保険契約で、保険者が引き受けるリスクが限定的 (finite) である代わりに、保険契約当事者間 (すなわち、保険会社と保険契約者) で保険利益を分配する仕組みになっていることにある。

## 2. 保険リスクと保険料算定

### (1) 保険リスク

保険とは、経済制度の面から捉えると、保険契約者から保険者へと有償でリスクを移転し (risk shifting), 保険契約者間でこのリスクによる損失を分散させる (risk distributing) 経済的な仕組みである。そして、再保険とは、こうして保険者が引き受けた保険リスク (insurance risk) を再保険者へとさらに移転する仕組み (責任保険<sup>5)</sup>) であるが、元受保険と同様に、出再者 (=元受保険者) 間でこのリスクによる損失を分散させる経済的な仕組みであるとも言えよう。

日本の法律には「保険」の定義はなく<sup>6)</sup>、そのためか「保険」の本質論が争われた判例も見当たらないようである<sup>7)</sup>。学説では、たとえば、

「同種の危険に曝された多数の経済主体を一つの団体と見ると、そこには大数の法則が成り立つことを応用して、それに属する各経済主体がそれぞれの危険率に相応した出捐をなすことにより共同的備蓄を形成し、現実需要が発生した経済主体がそこから支払いを受ける方法で需要を充足する制度」などと定義され<sup>8)</sup>、多数のリスクの集積・分散の経済的仕組みが保険の要件と解されている<sup>9)</sup>。

米国においては、保険分野は連邦法ではなくて州法による規制が原則とされているが<sup>10)</sup>、その州法における保険監督によると、危険の移転がないと保険会計 (法定会計。SAP: statutory accounting principle) では「再保険としての取扱い」 (credit for reinsurance) が認められない。具体的には、全米保険庁長官会議 (NAIC: National Association of Insurance Commissioners) が1990年に採択した「再保険としての取扱いに関するモデル法」 (Model Law on Credit for Reinsurance) に基づいて、州保険法に同様の規定が設けられていることが多い<sup>11)</sup>。また、連邦税に関しては、内国歳入法典 (Internal Revenue Code) には保険の定義規定が存在しないが、連邦最高裁判所は生命保険契約に関する訴訟に

5) 東京控訴院昭和14年6月17日判決法律新聞4447号3頁。

6) 商法では、「保険」の定義規定はなく、「損害保険」 (同法629条) と「生命保険」 (同法673条) が別々に規定されているのみである。

保険業法においては、旧法 (1996年4月改正前のもの) には、「保険」「保険事業」「生命保険」「損害保険」の定義規定はなかった。また、新法 (1996年4月施行) にも「保険」や「保険業」の積極的な定義はなく、「生命保険業」 (同法3条4項) と「損害保険業」 (同法3条5項) を商法に倣って別々に規定したうえで、それらをまとめて「保険業」と呼んでいるにすぎない (同法2条1項)。

7) 商法の「損害保険」や「生命保険」にあたるかどうか判断した事例はある。大審院明治38年4月8日決定民録11輯475頁参照。

8) これは【江頭 1996】339頁の定義である。他に同

様の保険の定義として、たとえば、【白杉 1949】14-15頁、【印南 1956】pp1, 401-406、【大森 1985】2-3頁、【鈴木 1992】21頁 (鈴木辰紀)、【姉崎 1984】48頁 (姉崎義史) を参照。また、【山下 1996】を参照。

9) 【東京海上 1997】13頁 (山下友信) 参照。

10) McCarran-Ferguson Act, 15 U.S.C. § 1011-§ 1015.

11) たとえば、イリノイ州保険法 (Illinois Rev. St. ch. 215 ¶ 5/173, 1991年発効) など、30州以上がモデル法に基づいた州法を定めている。なお、カリフォルニア州 (California Ins. Code § 922.2-§ 922.3, 1992年発効) はモデル法とそれとは異なるものとの混合内容であり、ニューヨーク州 (New York Ins. Law § 1308, 1984年発効) は独特のものである。

各州の規定内容については、NAIC, Model Law on Credit for Reinsurance や【Tanker & Chawaga 1996】pp118- に一覧表がある。

において、生命保険契約の中核をなすのはリスクの移転 (risk shifting) とリスク分散 (risk distributing) であると述べている<sup>12)</sup>。さらに、米国の学説は、保険の一般論として、リスク移転とリスク分散が保険の本質または基本的な特徴だとしている<sup>13)</sup>。

ところで、保険者が引き受ける保険リスクは、保険引受リスク (underwriting risk) とタイミング・リスク (timing risk or payment timing risk) に分かれる<sup>14)</sup>。

保険引受リスクとは、保険責任 (通常は、保険金の支払) の量の多寡に関する保険者のリスクであり、保険事故の発生の有無や支払保険金の多寡次第によって、保険者が果たすべき保

責任の量が直接の影響を受けることを指す。他方、タイミング・リスクとは、保険責任の履行期に関する保険者のリスクであり、事前に収受した保険料の運用期間の長短が影響を受けることを指す。

たとえば、米国の企業会計 (GAAP: Generally Accepted Accounting Principles) では、企業会計の指針を作成する財務会計基準審議会 (FASB<sup>15)</sup>) が、財務会計基準書 (FAS<sup>16)</sup>) 113号<sup>17)</sup>で再保険に関する出再者の会計基準を示している。すなわち、再保険とは、「保険リスクに関する損失や責任の補償」 (indemnification against loss or liability relating to insurance risk) であり<sup>18)</sup>、保険リスクには、「支払総額に関す

12) Ref., *Helvering v. LeGierse*, 312 U.S. 531, 539, 61 S.Ct. 646, 649, 85 L.Ed. 996 (1941).

ただし、この判決文言に硬直的に従うべきではないとされている。Ref., *Zenith Radio Corp. v. United States*, 437 U.S. 443, 460-462, 98 S.Ct. 2441, 2450-2451, 57 L.Ed.2d 337 (1978), *Sears, Roebuck and Co. v. C.I.R.*, 972 F.2d 858, 861-862 (7th Cir. 1992).

13) Eg., ref., [Vance 1951] pp1-2, [ARIA 1965] p1, [Keeton & Widiss 1988] pp3-8, [Abraham 1990] pp1-3, [Greene et. al 1992] pp44-45, [ブラック=スキッパー 1994] p14, [Vaughan & Vaughan 1995] pp15-16, [Dobbyn 1996] pp1-4, [Rejda 1998] pp19-21.

他方、単一の経済主体が長期間の時間軸上の損失を分散させる自家保険制度 (self insurance) も保険に包含したうえで、必ずしもリスク移転は保険の要件ではないとする説もある。Ref., [Mehr 1986] pp37-38, [Mehr et.al 1985] pp32-33. なお、本稿が取り上げている金融再保険やファイナイト保険は多数年契約であるので、時間軸上に損失をある程度分散させていると言える。

14) 保険会社の健全性維持のための支払能力の指標 (ソルベンシー・マージン基準。保険業法130条) に関連して、保険業法施行規則でも「保険リスク」という用語が用いられているが (同規則87条1号, 162条1号), それは「実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう」とされており、タイミング・リスクが含まれていないようである。つまり、一般保険リスクの保険料算出基準リスク相当額を算出する際に用いられる「リスク係数」にはタイミング・リスクが織り込まれていないと思われる。

なぜなら、損害保険会社のソルベンシー・マージン基準算出において、リスク係数に乗じるのは「正味既経過保険料」とされており、未経過保険料が顧

慮されていない。未経過分の保険引受リスクには未経過保険料という責任準備金が後ろ盾となるものの、もともと現在の日本の損害保険商品では保険会社はほとんどタイミング・リスクを抱えていないため (保険料が保険金支払までの予定資産運用収益で割引算定されていない)、未経過分についてタイミング・リスクを勘案する必要性が事実上乏しいためであろう。

損害保険会社のソルベンシー・マージン基準における保険リスクについては、「損害保険会社の業務運営について」(平成8年4月1日蔵銀525号)の「第4. 経理関係」の「4. ソルベンシー・マージン基準」、および、「損害保険会社の健全性維持のための基準の報告様式及び記載要領等について」(平成8年4月1日事務連絡。平成9年8月1日一部改正, 平成10年2月27日一部改正)のII 2 (1)を参照 (両者ともに金融監督庁発足時の平成10年6月8日廃止)。現在の規定としては、「保険業法施行規則第86条等の規定に基づく保険会社の資本, 基金, 準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等」(平成8年2月29日大蔵省告示50号。改正平成10年6月8日大蔵省告示237号, 改正平成10年6月29日金融監督庁・大蔵省告示1号, 改正平成10年11月24日金融監督庁・大蔵省告示13号, 改正平成11年1月13日金融監督庁・大蔵省告示1号)の2条1項1号および別表第3を参照。

15) Financial Accounting Standards Board.

16) Financial Accounting Standards.

17) FAS No.113 「短期契約および長期契約の再保険の会計処理と報告」(Accounting and Reporting for Reinsurance of Short-Duration and Long-Duration Contracts)。1992年12月15日より有効。

18) FAS No.113, supra n.17, para.6.

る不確実性と支払時期に関する不確実性」(the uncertainties relating to both the ultimate amount of payments and the timing of those payments)が含まれ、それ以外のリスクは保険リスクの構成要素ではないとしている<sup>19)</sup>。

そして、この FAS 113号の制定を受けて、全米保険庁長官会議では保険会計処理方法を規定するマニュアルを1994年に改訂し、再保険とは保険リスクの移転であり、そして保険リスクの移転とは、再保険者が最終的にいくら支払うかについての不確実性と、再保険金をいつ支払うかについての不確実性であると規定している<sup>20)</sup>。

なお、英国のイングランド・ウェールズ勅許会計士協会(ICAEW: Institute of Chartered Accountants in England and Wales)が作成した FRAG (Financial Reporting Accounting Group) 35/94<sup>21)</sup>では、再保険としては保険引受リスクやタイミング・リスクの移転を要するが、必ずしも両者を共に必要とするものではないとしている<sup>22)</sup>。

## (2) 保険リスクと保険料算定

次に、こうした保険リスクが、リスクの対価

である保険料にいかに関与されているかを基準に保険を分類すると、以下のようになる。

第1の類型は、保険引受リスクのみに基づいて保険料が算出される保険種目である。たとえば、損害保険の一般的な商品や生命保険の団体定期保険がこれにあたる。こうした保険種類では、保険引受リスクに基づいて保険料が算定されている。

そして、保険期間は単年度が原則となっており、収受した保険料の資産運用収益は保険料に織り込まれていない<sup>23)</sup>。すなわち、タイミング・リスクは保険料には反映していない。もちろん、保険者は収受した保険料の資産運用を行っており、タイミング・リスクを保険者は独自に抱えているが、その予想収益が保険料に反映していないだけである。

なお、日本の損害保険ではキャッシュ・フロー・アンダーライティング(cash flow underwriting)<sup>24)</sup>は行われておらず(コンバインド・レシオ(combined ratio or combined loss and expense ratio)<sup>25)</sup>は100%を下回っている<sup>26)</sup>、実質的にも保険料の資産運用収益が保険料に反映していない。逆に、米国では、損害保険のコンバインド・レシオは100%を超えており<sup>27)</sup>、保

19) FAS No.113, supra n.17, para.57.

20) [NAIC 1994] Chapter 22.

21) また、貿易産業省(Department of Trade and Industry)の1992年12月のマーケット・レターを参照。

22) この考え方は保険監督当局、会計監査人、税務当局に受け入れられている。

23) なお、EC保険会計指令(EC Insurance Accounts Directive, 1994年12月23日より有効)では、会計処理内容が「真実で公正(true and fair)」であることを求めており、実質を重視している。このEC指令は、英国ではCompany Act 1985 (Insurance Accounts) Regs 1993に取り入れられている。

24) ただ厳密に言うと、団体定期保険では、保険期間開始日から保険事故発生日までの期間における保険料の資産運用収益が織り込まれて、保険料が割引設定されている。【伊藤 1985】87-88頁、【佐藤 1989】6-13頁参照。

他方、日本の損害保険料率の算定においては、こ

うした考え方は採られていない。たとえば、【小暮 1998】10-19頁参照。

24) キャッシュ・フロー・アンダーライティングとは、収受した保険料の保険金支払時点までの予想運用収益も勘案したうえで、保険料率の設定を行う保険引受のことである。

25) 支払保険金と事業費の合計額を、保険料で除した割合のこと。

26) 日本の損害保険会社のこの10年間のコンバインド・レシオは、84.5%(1988年度)、85.6%(1989年度)、89.3%(1990年度)、98.9%(1991年度)、96.1%(1992年度)、95.2%(1993年度)、91.8%(1994年度)、89.7%(1995年度)、91.8%(1996年度)、92.8%(1997年度)である(【インシュアランス1989】～【インシュアランス1998】による)。なお、1991年度が著しく高いのは、台風19号による多大な保険金支払の影響である。

なお、日本の生命保険会社の貯蓄部分を除いた保

保険料の資産運用収益が保険料に反映される後述の第3の類型に実質的には該当するものと言えよう。

第2の類型は、タイミング・リスクのみに基づいて保険料が算出される保険種目である。たとえば、生命保険の一時払終身保険や一時払普通養老保険がこれにあたる<sup>28)</sup>。こうした保険種類では、将来における保険事故（ないしは、保険金支払事由）の発生が確定しており（終身保険では死亡、養老保険では死亡または保険期間の満了）、保険引受リスクは存在しない。その代わりに、保険事故がいつ発生するかというタイミング・リスクのみが存在し、保険事故発生までの保険料予想運用収益で保険料が割り引かれている<sup>29)</sup>。

第3の類型は、保険引受リスクとタイミング・リスクの両方が保険料算定に反映している

保険種目である。たとえば、生命保険の定期保険（単年度契約でないもので、貯蓄保険料部分が保険料積立金として積み立てられるもの）や終身年金保険がこれにあたる。こうした保険種類では、保険事故の発生（定期保険では保険期間内の死亡。終身年金保険では生存期間の継続）が不確実であり、保険引受リスクが存在する。また、保険料（あるいは、保険料積立金）の予想運用収益で保険料が割り引かれているので、タイミング・リスクも存在する。

以上のように、保険引受リスクとタイミング・リスクという二つの保険リスクを保険料算定にどのように反映させるかについては、3つの類型があることになる（表1を参照）。

ところで、損害保険の一般的な商品は第1の類型に該当するが、第2や第3の類型に該当する損害保険商品は見当たらない<sup>30)</sup>。それは、損

表1 保険リスクの保険料への反映

	保険リスクの保険料への反映		保険種類の例	
	保険引受リスク	タイミング・リスク	損害保険	生命保険
第1の類型	○	×	一般的な商品	団体定期保険
第2の類型	×	○		一時払終身保険、 一時払普通養老保険
第3の類型	○	○		定期保険、終身年金保険

障部分だけのコンバインド・レシオは明らかではない。米国では、生命保険でも健康保険(accident and health)の分野においては損害率の指標が用いられている。たとえば、ベスト社の分析によると、1993年から1997年の5年間にかけて、健康保険全体のコンバインド・レシオは100.8%、102.5%、105.8%、105.1%、106.7%と、100%を超えている。Ref., [Best L/H 1998] p120.

27) 米国の損害保険のこの10年間のコンバインド・レシオ（契約者配当後）は105.5%（1988）、109.2%（1989）、109.7%（1990）、108.9%（1991）、115.7%（1992）、106.9%（1993）、108.4%（1994）、106.4%（1995）、105.8%（1996）、101.6%（1997）である。Ref., [BestP/C1989] ~ [BestP/C1998]。なお、1992年が著しく高いのは、ハリケーン・アンドリューによる多大な保険金支払の影響である。

28) 終身保険や普通養老保険でも保険料分割払方式の場合には、保険料払込期間中は貯蓄保険料の蓄積による保険料積立金が十分には形成されておらず、この間においては保険引受リスクが存在すると考えられる。

29) 普通養老保険の保険料は、定期保険の保険料と生存保険の保険料を別々に算出したうえで合算して算出するが（たとえば、【伊藤 1985】30-34頁、【柴田 1995】78-80頁参照）、死亡保険と生存保険の組み合わせであり、かつ、保険期間および保険金額が同一であるので、保険料一時払の場合には、全体として見れば保険引受リスクは存在しないと考えると思われる。

30) 強いて言えば、複数年契約を行う場合に適用される割引率である長期係数に保険料の予想運用収益が織り込まれていると言えよう（実質的に本文の第3

害保険商品が基本的には1年を保険期間として  
いるため、收受した保険料の予想運用収益が保  
険料に反映されてこなかったためである。

しかしながら、保険期間を複数年以上にすれ  
ば、当然に保険料の予想運用収益で保険料を割  
り引くことも考えられよう。また、たとえ単年  
度の保険期間の保険契約であっても、賠償責任  
保険のように保険金支払までに長期間を要する  
保険種目については、その間の保険料の予想運  
用収益で割り引くことも考えられよう<sup>31)</sup>。こう  
した要請に応えたのが、金融再保険やファイナ  
イト保険である。

そこで次に、金融再保険やファイナイト保険  
の例を掲げ、いかに保険料が算定されているか  
を実際に見てみることにする。

### 3. 金融再保険やファイナイト保険の保険料 算定

金融再保険やファイナイト保険は、遡及型保  
険<sup>32)</sup> (retroactive cover, 保険責任期間が経過  
済みの保険) と将来型保険 (prospective cover,

の類型にあたると言えるかもしれない)。

損害保険でも第2の類型にあたる商品を作れない  
こともないかもしれない。例として、「自動車の終  
身保険」を考えてみる。今後、環境保全に対する配  
慮が一層求められるようになるのは必至であるが、  
廃車車両の不法投棄問題もあって、廃車車両の引取  
義務が自動車メーカーに課せられるかもしれない  
し、あるいは、自主的に廃車車両を引き取って処分  
する自動車メーカーが現れないとも限らない。その  
際に、自動車メーカーが負担することになる廃車処  
分費用を担保するように、自動車の終身保険を設計  
するのである。

たとえば、自主的に廃車車両を引き取る場合、廃  
車時の引取処分サービスが付いた環境に優しい自動  
車であることをセールスポイントとして、自動車  
メーカーは消費者にこうした自動車を販売する。他  
方で、自動車メーカーは、出荷時から個々の車両に  
自動車の終身保険を付保しておく(車台番号で特定  
する)。保険金額としては、廃車処分に要する最小  
必要額を定額で予め定めておく(実損範囲内の定額  
填補なので、損害保険として問題ないと考えられ  
る)。やがて、当該車両を廃車することになると、  
自動車メーカーは自動車を引き取って廃車処分を行

保険責任期間が未経過の保険)に分けることが  
できる。そこで、金融再保険やファイナイト保  
険の保険料算定を分析するにあたり、両類型か  
ら事例を取り上げることにする。

#### (1) 遡及型保険

##### ① ロス・ポートフォリオ再保険と会計処理

遡及型の金融再保険やファイナイト保険の典  
型例として、ロス・ポートフォリオ再保険(loss  
portfolio transfer)を取り上げる。この保険は、  
既発生の保険事故に関する保険責任を移転する  
再保険契約である。

ロス・ポートフォリオ再保険の例としては、  
たとえば次のようなものが考えられよう<sup>33)</sup>。

A元受保険会社はある保険種目の既発生事故  
に関し、毎年\$20,000の保険金支払が5年間に  
わたって予想されるので、総額\$100,000の支  
払備金を負債として計上している。なお、この  
支払備金は、保険金支払までの間の予想運用収  
益による割引はなされていない<sup>34)</sup>。

ここで、A元受保険会社はB再保険会社(受

う。保険会社は廃車事実を確認したうえで自動車  
メーカーに保険金を支払う。当然、保険期間は廃車  
までのオープン・エンドとなり、保険引受リスクの  
ない(つまり、保険期間内に必ず保険事故が発生す  
る)、タイミング・リスクのみの保険となる。

31) 米国では、保険料收受から保険金支払までに長期  
期間を要するロング・テイル・ビジネス(long tail busi-  
ness, 生産物賠償責任保険(products liability insur-  
ance)や専門職業人向け賠償責任保険(professional  
liability insurance)など)において、キャッシュ・フ  
ロー・アンダーライティングが1980年前後の高金利  
時代に盛んに行われた。

また、事故が発生した後に手配・購入する事後保  
険(retroactive cover)もキャッシュ・フロー・ア  
ンダーライティングに通ずるところがある。事後保  
険については、1980年11月21日に発生した米国のM  
GMグランド・ホテル火災事故が有名である。【金  
光1987】を参照。

32) 正確には「事後保険」だろうが、「将来型保険」  
と対比させるべく、以下では「遡及型保険」と呼ぶ  
ことにした。

33) 【Bunner 1995】pp110-112の例を基に作成した。

34) 日本でも米国でも、保険会計上はこうした割引計

再会社)と再保険交渉を行い、予想運用収益率を5%として割り引いた金額(\$86,590)で、この支払備金に該当する既経過(保険期間が満了済みであること)の保険契約をB再保険会社に出再することにした。ただし、B再保険会社の総支払限度額を\$110,000に設定する(保険金支払額の変動の可能性を考慮して、予想支払総額のたとえば1割増とした)。まさに、この再保険契約がロス・ポートフォリオ再保険である。

A元受保険会社の保険会計処理を単純化して説明すると、出再時点で、\$86,590の出再保険料を費用として計上し、他方で\$100,000の支払備金を減額する(差し引き\$13,410が出再時点でA元受保険会社の収益となり、剰余金(surplus)の増加につながる)。

他方、B再保険会社は、A元受保険会社と同様の保険会計制度を採用する国(や州)に設立されているとすると、\$86,590の受再保険料を収入として計上する一方で、\$100,000の支払備金を計上しなければならない(差し引き\$13,410だけB再保険会社の剰余金の減少につながる)<sup>35)</sup>。

ただし、米国では会計処理は次のようになる。まず、保険会計では<sup>36)</sup>、出再者(設例ではA

元受保険会社)の貸借対照表においては、負債項目である支払備金から出再分を控除することはできず<sup>37)</sup>、その代わり、やはり負債項目に「ロス・ポートフォリオ再保険」(loss portfolio transfer)という項目を立てて、出再契約について従前計上していた支払備金の額(設例では\$100,000)をマイナス計上する<sup>38)</sup>(これにより、負債総額としては、出再分の支払備金だけ減少することになる)。他方、剰余金項目については、支払備金と再保険料との差額(設例では\$13,410)を「非指定剰余金」(unassigned surplus)に計上することはできず、剰余金項目の中に「ロス・ポートフォリオ再保険勘定」(loss portfolio transfer account)を設けて、そこに計上する<sup>39)</sup>(これにより、剰余金総額としては差額分だけ増加することになる)。

再保険者(設例ではB再保険会社)の貸借対照表においては、負債項目である支払備金に受再分を計上することはできず<sup>40)</sup>、その代わり、やはり負債項目に「ロス・ポートフォリオ再保険」(loss portfolio transfer)という項目を立てて、受再契約について出再者が従前計上していた支払備金の額(設例では\$100,000)を加える<sup>41)</sup>(これにより、負債総額としては、受再分の支払備金だけ増加することになる)。

上は認められていない(日本では税務会計上も割引計上をしない)。

ただし、1986年の税制改正で、米国の税務会計では逆に割引計上をしなければならなくなった(Tax Reform Act of 1986, 100 Stat. 2085, 2399 (1986). IRC § 832. そして、1992年9月4日には、内国歳入法典(IRC § 846)に基づく規則(Reg. 1.846)を定め、具体的に割引計上方法を規定した)。

35) ただし、B再保険会社の設立国において、支払備金の計上に関し、予想運用収益による割引計上が保険会計上認められているとすると、B社には特に剰余金の減少というデメリットはない。

ただ、B再保険会社がしかるべき再保険者であるとA社設立国(州)の監督当局から認められないと、A元受保険会社は再保険としての保険会計処理がで

きない。日本については保険業法116条3項、117条2項、同法施行規則71条4号、73条2項参照。米国については、NAIC, Model Law on Credit for Reinsuranceを参照。

36) これは、ニューヨーク州保険庁規則(New York State Insurance Department Regulations, Part 112 Loss Portfolio Transfers, Regulation 108 (1984))で初めて定められ、間もなくNAICに採用されたことから、全米の各州でも同様の規制が設けられている。

37) Eg., New York State Insurance Department Regulations, § 112.6 (b).

38) Eg., id., § 112.6 (a).

39) Eg., id., § 112.6 (d).

40) Eg., id., § 112.6 (c).

41) Eg., id., § 112.6 (a).

そして、出再者の損益計算書においては、この差額分を保険料収入には計上せず、「その他収入」(other income)の項目の中に「ロス・ポートフォリオ再保険利益」(loss portfolio transfer - gain)という項目を設けて、そこに計上する<sup>42)</sup>。再保険者の損益計算書においては、この差額分を「ロス・ポートフォリオ再保険損失」(loss portfolio transfer - loss)という項目を設けて、そこに計上する<sup>43)</sup>。

結局、米国の保険会計では、ロス・ポートフォリオ再保険による負債減少、剰余金増加、利益や損失を、ロス・ポートフォリオ再保険によるものであることを明示したうえで計上する会計処理方法となっている。

次に、米国の企業会計では、出再者は FAS 113号 (1992年12月15日より発効)<sup>44)</sup>に従い、再保険料を再保険受領権 (reinsurance recoverables) として計上し、そして、再保険料と従前の支払備金との差額 (設例では \$ 13,410) は繰延収益 (deferred gain) として、残余クレーム処理期間 (remaining settlement period) にわたって収益計上する。この繰延利益の計上方法は、再保険金回収の額と時期が合理的に予想することができる場合にはその予想値を用いた利子法 (interest method) により、そうでない場合には回復法 (recovery method) による<sup>45)</sup>。

ただし、相互会社については、証券法 (Securities Act of 1933) や証券取引委員会 (SEC: Securities and Exchange Commission) の規則は原則として適用されないため、企業会計を強制されていない。しかしながら、公認会計士から適正意見 (ないしは、付帯意見なし) の監査証明を得るには、企業会計の適用が求められる<sup>46)</sup>。

なお、従来は FAS 113号 (保険会社の企業会計基準である FAS 60号<sup>47)</sup> や FAS 97号<sup>48)</sup> も同様) は、相互保険会社には企業会計としてすらも適用されなかった<sup>49)</sup>。その後、米国公認会計士協会 (AICPA: American Institute of Certified Public Accountants) が見解表明書 (SOP: Statement of Position) 95-1<sup>50)</sup> を1995年に規定したのを機に、財務会計基準審議会が FAS 120号<sup>51)</sup> (1995年1月公表。1995年12月15日から開始する事業年度より有効) を規定し、FAS 113号 (FAS 60号や FAS 97号も同様) は、企業会計で会計処理を行う場合には相互保険会社にも適用されることになっている。

以上のとおり、米国では保険会計と企業会計とで異なる会計処理となっているものの、会計処理基準は一応明らかにされている。他方、日本においては会計処理方法 (特に、企業会計) が明らかではない。

42) Eg., id., § 112.6 (h).

43) Eg., id., § 112.6 (j).

44) Ref., supra n.17.

45) FAS No.113, supra n.17, para.22.

46) FASB 解釈書40号『一般に公正妥当と認められた会計原則の生命保険相互会社およびその他の企業への適用』(Applicability of Generally Accepted Accounting Principles to Mutual Life Insurance and Other Enterprises. 1993年4月) 参照。

47) FAS No. 60 「保険会社の会計処理と報告」(Accounting and Reporting by Insurance Enterprises)。

48) FAS No. 97 「特定の長期保険契約および投資売却により実現した利益・損失に関する保険会社の会計

処理と報告」(Accounting and Reporting by Insurance Enterprises for Certain Long-Duration Contracts and for Realized Gains and Losses from the Sale of Investments)。

49) FAS No.113, supra n.17, para.54-55.

50) SOP 95-1 「生命保険相互会社の特定の保険業務に関する会計処理」(Accounting for Certain Insurance Activities of Mutual Life Insurance Enterprises)。

51) FAS No.120 「生命保険相互会社および特定の配当付き長期契約に関する保険会社の会計処理と報告」(Accounting and Reporting by Mutual Life Insurance Enterprises and By Insurance Enterprises for Certain Long-Duration Participating Contracts)。



② ロス・ポートフォリオ再保険と保険リスク

さて、以上のようなロス・ポートフォリオ再保険において、5年間にわたり、予定どおりの再保険金支払が発生し（毎年\$20,000の支払）、かつ、予定どおりの資産運用（毎年5%の運用）が行われたとすると、B再保険会社の保険会計の収支は表2のようになる。

資産運用収益の合計額は\$13,410となり、当初に支払備金を割り引いて再保険料を定めたが、その割引額と同額となる。B再保険会社としては結局収支がゼロとなりバランスがとれるが（他方、A元受保険会社は\$86,590の将来の資産運用収益を出再時に先取りしている）、実際にはB再保険会社は予定運用利回り（年5%）

よりもうまく資産運用を行う予定でロス・ポートフォリオ再保険は仕組まれており、その分、B社にも収益が残ることになる（ただし、資産運用がうまくいかずに年5%を下回るとB再保険会社に損失が発生するので、B再保険会社は資産運用リスク（investment risk）を抱えていることになる）。

次に、予定よりも保険金の支払が膨らみ、その額が2割増しの毎年\$24,000になったと仮定する。B再保険会社にとって、再保険における保険引受リスクがまさに顕在化したことになる<sup>52)</sup>。その場合のB再保険会社の収支は表3のようになる。

保険金支払は2割増となったので、A元受保

表2 ロス・ポートフォリオ再保険の受再会社の収支（予定どおりの経過を辿った場合）

	資産運用収益	支払再保険金	資 産	資産の算出式	支払備金	支払備金の算出式
受再時	—	—	86,590	受再保険料	100,000	当初支払備金
1年後	4,330	-20,000	70,920	$86,590 \times 1.05 - 20,000$	80,000	$100,000 - 20,000$
2年後	3,546	-20,000	54,466	$70,920 \times 1.05 - 20,000$	60,000	$80,000 - 20,000$
3年度	2,723	-20,000	37,189	$54,466 \times 1.05 - 20,000$	40,000	$60,000 - 20,000$
4年後	1,859	-20,000	19,048	$37,189 \times 1.05 - 20,000$	20,000	$40,000 - 20,000$
5年後	952	-20,000	0	$19,048 \times 1.05 - 20,000$	0	$20,000 - 20,000$
合 計	13,410	-100,000				

表3 ロス・ポートフォリオ再保険の受再会社の収支（予定よりも再保険金支払が多くなった場合）

	資産運用収益	支払再保険金	資 産	資産の算出式	支払備金	支払備金の算出式
受再時	—	—	86,590	受再保険料	100,000	当初支払備金
1年後	4,330	-24,000	66,920	$86,590 \times 1.05 - 24,000$	86,000	$110,000 - 24,000$
2年後	3,346	-24,000	46,266	$66,920 \times 1.05 - 24,000$	62,000	$86,000 - 24,000$
3年度	2,313	-24,000	24,579	$46,266 \times 1.05 - 24,000$	38,000	$62,000 - 24,000$
4年後	1,229	-24,000	1,808	$24,579 \times 1.05 - 24,000$	14,000	$38,000 - 24,000$
5年後	90	-14,000	-12,102	$1,808 \times 1.05 - 24,000$	0	$14,000 - 14,000$
合 計	11,308	-110,000				

\* 保険金の支払が2割増となることが初年度に判明した場合を想定した。

52) 米国では、保険引受リスクが移転しないような遡及型支払備金積立契約（retroactive loss funding agreement）については、税務上、保険とは認められない

ことになる。内国歳入庁の公定見解（IRS Revenue Ruling）89-96を参照。

険会社は被保険者に \$ 120,000 (= \$ 24,000 × 5年) を支払わなければならないが、このロス・ポートフォリオ再保険には \$ 110,000 の総支払限度額が設定されているので、B再保険会社は再保険金として \$ 110,000 を支払えばよい (差額の \$ 10,000 はA元受保険会社の負担となる)。したがって、A元受保険会社も支払保険金総額が \$ 120,000 になると判明した時点で、\$ 10,000 の支払備金を計上すべきである)。それでもB再保険会社は \$ 12,102 の赤字となる (ただし、資産運用がうまくいってれば (5%超の運用ができた場合)、この赤字 (の一部) を埋めることができるかもしれない)。

その次に、保険金支払総額 (\$ 100,000) は予定どおりだが、その支払時期が早まった場合を想定する。B再保険会社にとって、再保険におけるタイミング・リスクのみがまさに顕在化したことになる。たとえば、1, 2年目に \$ 30,000 の支払、3年目に \$ 20,000 の支払、4, 5年目は \$ 10,000 の支払となったとする。この場合のB再保険会社の収支は表4のようになる。つまり、この例では、タイミング・リスク

の顕在化により、B再保険会社は \$ 3,231 の損失を被ることになる。

このように、ロス・ポートフォリオ再保険では再保険金の支払完了までに長期間を要することが前提となっており、保険料の予想運用収益で再保険料が割り引かれている。そのため、再保険者は、予定利回りで資産運用ができないという資産運用リスクを抱えることになるのはもちろん、タイミング・リスクの顕在化によって資産運用期間が短縮するために思い通りの資産運用ができない、というタイミング・リスクも抱えることになる。さらには、再保険者は、保険引受リスクも抱えているのである<sup>53)</sup> (ただし、総支払限度額の設定により、上限を定めることができる)。

(2) 将来型保険

① 将来型ファイナイト保険と会計処理

将来型の金融再保険あるいはファイナイト保険の例としては、たとえば次のようなものが考えられよう<sup>54)</sup>。

C事業会社 (米国法人) は労災保険を付保し

表4 ロス・ポートフォリオ再保険の受再会社の収支 (予定よりも再保険金支払が早くなった場合)

	資産運用収益	支払再保険金	資産	資産の算出式	支払備金	支払備金の算出式
受再時	—	—	86,590	受再保険料	100,000	当初支払備金
1年後	4,330	-30,000	60,920	$86,590 \times 1.05 - 30,000$	70,000	$100,000 - 30,000$
2年後	3,046	-30,000	33,966	$60,920 \times 1.05 - 30,000$	40,000	$70,000 - 30,000$
3年度	1,698	-20,000	15,664	$33,966 \times 1.05 - 20,000$	20,000	$40,000 - 20,000$
4年後	783	-10,000	6,447	$15,664 \times 1.05 - 10,000$	10,000	$20,000 - 10,000$
5年後	322	-10,000	-3,231	$6,447 \times 1.05 - 10,000$	0	$10,000 - 10,000$
合計	10,179	-100,000				

53) 換言すると、ロス・ポートフォリオ再保険は保険引受リスクとタイミング・リスクの両者が移転するものであるため、米国の GAAP 会計において出再者は再保険者は再保険として会計処理ができる (本文 2 (1) 参照) のである。なぜなら、FAS 113号に

おいて、短期 (short-duration) の保険契約を出再する場合には、保険引受リスクとタイミング・リスクの両方を出再者から再保険者へとリスク移転しないと、出再者は再保険として会計処理できないと規定されているからである (FAS No. 113, supra n. 17, para. 9)。

てきたが、外部のアクチュアリー（保険計理人）に自社の労災事故を分析してもらったところ、次のような結果が出た。すなわち、総額で毎年6百万ドル程度の労災支払が発生する可能性は高いが、それが年間12百万ドルにまで膨らむ可能性は非常に低いとのことだった。

そこで、C社はD保険会社とファイナイト保険を締結することとした。契約内容は以下のとおり。

保険期間 5年間

年間総支払限度額 (annual aggregate limit)

12百万ドル／1年

証券総支払限度額 (policy aggregate limit)

40百万ドル／5年

保険料 6百万ドル／1年(年払い契約)

変換選択権 (commutation option) 付き

この変換選択権というのは、このファイナイト保険に設けられる変換勘定 (commutation account) が保険契約終了時点において正の値であれば、その額について保険契約者が保険会社に支払を請求できる選択権を与えるものである(ただし、この選択権を保険契約終了時に行使すると、それ以降は保険金請求ができなくなる)。変換勘定の計算方法は以下のとおりとする。

$$\begin{aligned} \text{変換勘定額} = & (\text{期首の変換勘定残高} + \text{当年度} \\ & \text{保険料} \times 80\%^{54}) \times 1.05 \\ & - \text{当年度支払保険金}^{56} \end{aligned}$$

ここで、期首の変換勘定残高と当年度保険料

の80%との合計額に予定利率5%分を加えているが、それは次のような理由による。すなわち、こうした保険会社の預かり資産については資産運用収益が生じるが、この収益を保険会社と保険契約者とで分配するためである(保険契約者の取り分は5%の確定運用収益。保険会社の取り分は5%超で運用できた場合の、5%超部分の運用収益)。ここに、ファイナイト保険の特徴が表れている。通常の損害保険では保険料の運用収益は保険契約者に(少なくとも明示的には)還元されないからである。

なお、当年度保険料にも予定利率を乗じているのは次の理由による。すなわち、保険料即収の原則により、当年度の年払い保険料は当年度開始前に保険会社が領収する。他方、保険金支払については、保険事故は期央で発生して、治療期間などを経て保険事故の半年後である当年度末に保険金支払にいたるものと仮定する。したがって、保険会社は受領した保険料をちょうど1年間運用できると仮定したためである。

問題はこの変換選択権の会計処理である。まず、米国の保険会計では、この将来型ファイナイト保険が全体として保険であるとみなされれば、変換選択権も含めた全体が保険として処理されることになる<sup>57)</sup>。

次に、米国の企業会計では、保険料の事後調整について、FASBの新規発生問題専門委員会(EITF<sup>58)</sup>)で1993年7月に採択されたコンセン

54) 【Monti&Barile1995】pp151-154を基に作成した。

また、【インタリスク1999】34-36頁を参照した。

55) ここで、保険料に80%を乗じているのは、その残額である20%を保有係数 (retention factor) として保険会社に留保するためである。つまり、保険会社の事務諸費用を20%と仮定している訳で、保険契約の締結に必要な費用(保険証券発行費用など)や、損害調査費用のうち固定費部分(個別の保険事故に割り当てることが困難な経費)などが相当する。

56) 本文では保険金と単純に表現しているが、実際には、「支払保険金×ロス調整係数 (loss conversion

factor)」となる。ロス調整係数を乗じるのは、保険事故の処理において保険会社には経費(損害査定付帯費用)が発生するが、そのうち個別の保険事故に割り当てることが可能な経費を加えるためである(割当困難な経費部分については前注参照)。

57) 5年間の保険料総額は30百万ドルとなるが、証券総てん補限度額は40百万ドルと保険料総額を相当程度上回っている(なお、本文2(1)を参照)。また、変換勘定の支払を請求する場合は、将来の保険金請求ができなくなっており、通常の預金の引出しとは異なる。

サスで会計処理方法が規定されている (EITF Issue No. 93-6<sup>59)</sup>)。

対象となるのは、数年間におよぶ再保険で保険料の事後的調整を義務的に行うもの (multi-year retrospectively rated reinsurance) である。会計処理方法は、将来の追加保険料等の支払債務については、出再者は貸借対照表上の負債として計上し、再保険者はそれを資産として計上する。他方、将来の基金返還請求権 (本文の設例では変換勘定の支払請求権) については、出再者は貸借対照表上の資産として計上し、再保険者はそれを負債として計上する。なお、こうした会計処理は、企業会計上、両当事者間の契約が保険契約とみなされるか否かとは関係なく適用される。なお、この会計処理方法を元受保

険にも適用すべく、1993年11月に EITF Issue No. 93-14<sup>60)</sup>が採用されている。

以上のとおり、米国では保険会計と企業会計とで異なる会計処理となっているものの、会計処理基準は一応明らかにされている。他方、日本においては会計処理方法 (特に、企業会計) が明らかではない。

② 将来型ファイナイト保険と保険リスク

この保険契約において、予想どおり毎年6百万ドルの保険金支払が発生すると、D保険会社は5年間で合計30百万ドルの保険料収入に対して、同額を保険金として支払うことになる (表5参照)。そして、変換勘定は負の値となるので、C事業会社へ精算すべきものはない。この場合、通常の保険契約と変わるところがない。

表5 変動勘定(コミュテーション・アカウント)の収支 (予定どおりの保険金支払の場合)

	期首C/A	保険料	保険金	期末C/A	期末C/Aの算出式
第1年度	0	6,000,000	6,000,000	-960,000	$(6,000,000 \times 0.8) \times 1.05 - 6,000,000$
第2年度	-960,000	6,000,000	6,000,000	-1,968,000	$(-960,000 + 6,000,000 \times 0.8) \times 1.05 - 6,000,000$
第3年度	-1,968,000	6,000,000	6,000,000	-3,026,400	$(-1,968,000 + 6,000,000 \times 0.8) \times 1.05 - 6,000,000$
第4年度	-3,026,400	6,000,000	6,000,000	-4,137,720	$(-3,026,400 + 6,000,000 \times 0.8) \times 1.05 - 6,000,000$
第5年度	-4,137,720	6,000,000	6,000,000	-5,304,606	$(-4,137,720 + 6,000,000 \times 0.8) \times 1.05 - 6,000,000$
合計		30,000,000	30,000,000	-5,304,606	

表6 変動勘定(コミュテーション・アカウント)の収支 (予定よりも保険金支払が少なかった場合)

	期首C/A	保険料	保険金	期末C/A	期末C/Aの算出式
第1年度	0	6,000,000	4,000,000	1,040,000	$(6,000,000 \times 0.8) \times 1.05 - 4,000,000$
第2年度	1,040,000	6,000,000	4,000,000	2,132,000	$(1,040,000 + 6,000,000 \times 0.8) \times 1.05 - 4,000,000$
第3年度	2,132,000	6,000,000	4,000,000	3,278,600	$(2,132,000 + 6,000,000 \times 0.8) \times 1.05 - 4,000,000$
第4年度	3,278,600	6,000,000	4,000,000	4,482,530	$(3,278,600 + 6,000,000 \times 0.8) \times 1.05 - 4,000,000$
第5年度	4,482,530	6,000,000	4,000,000	5,746,657	$(4,482,530 + 6,000,000 \times 0.8) \times 1.05 - 4,000,000$
合計		30,000,000	20,000,000	5,746,657	

58) Emerging Issue Task Force.

59) 「保険会社間の遡及料率による複数年再保険契約に関する会計」(Accounting for Multi-Year Retrospectively Rated Contracts by Ceding and Assuming Enterprises)。

60) 「保険会社と事業会社間の遡及料率による複数年保険契約に関する会計」(Accounting for Multi-Year Retrospectively Rated Insurance Contracts by Insurance Enterprises and Other Enterprises)。

次に、予定よりも保険金支払が少なかった場合を考える（表6参照）。たとえば、毎年4百万ドルの保険金支払しか発生しなかった場合、5年間の保険金支払総額は20百万ドルとなる。他方、変換勘定は5.747百万ドルの残高となり、この金額をC事業会社に支払う必要がある。結局、C事業会社としては、5年間に30百万ドルを保険料として支払い、25.747百万ドルを保険会社から回収したことになる（20百万ドルの保険金と5.747百万ドルの変換勘定清算金）。この場合がまさに変換勘定が有効に働き、保険引受利益を保険者と保険契約者とで分配する結果となっている。さらに、保険料の投資収益の一部も保険契約者に還元されているが、換言すると、D保険会社は変換勘定の維持・形成に関してリスクを負っていることになる。

この変換勘定の維持・形成に関するD保険会社のリスクとは、一つは、約定利率5%未満の資産運用利回りしか確保できない資産運用リスクである。

そして、もう一つは、タイミング・リスクである。このファイナイト保険のでは、前述のとおり、期央に労災保険事故が発生し、その後の被災労働者の治療、保険金請求手続、保険金支

払手続に半年を要するものと仮定して、保険料運用期間を見込んでいる。そのため、変換勘定の算出において、当年度分の保険料収入の80%分についても付利対象としているのである<sup>61)</sup>。

ところが、こうした期間設定は仮定にすぎず、保険年度開始直後に4百万ドルの保険事故が発生し、かつ、ただちに保険金請求がなされて（たとえば、即死事故では治療期間が存在しない）、保険金支払にいたった場合には、当年度分の保険料の運用はほとんどできないにもかかわらず、変換勘定算出上は1年の運用をしたものとして計算されるため、保険会社がタイミング・リスクを負うことになるのである。つまり、たとえ表6のような経過を辿ったとしても、保険金支払時期が早まれば保険会社のタイミング・リスクが顕在化し、逆に支払時期が予定より遅くなれば保険会社は運用期間を稼ぐことができる。

次に、予定よりも保険金支払が多くなった場合を考える（表7参照）。たとえば、毎年9百万ドルの保険事故が発生したとすると、保険金としては5年合計で40百万ドル（＝保険証券総支払限度額）となる（損害額合計45百万ドルとの差額である5百万ドルはC事業会社の自己負

表7 変動勘定(コミュレーション・アカウント)の収支(予定よりも保険金支払が多かった場合)

	期首C/A	保険料	保険金	期末C/A	期末C/Aの算出式
第1年度	0	6,000,000	9,000,000	-3,960,000	$(6,000,000 \times 0.8) \times 1.05 - 9,000,000$
第2年度	-3,960,000	6,000,000	9,000,000	-8,118,000	$(-3,960,000 + 6,000,000 \times 0.8) \times 1.05 - 9,000,000$
第3年度	-8,118,000	6,000,000	9,000,000	-12,483,900	$(-8,118,000 + 6,000,000 \times 0.8) \times 1.05 - 9,000,000$
第4年度	-12,483,900	6,000,000	9,000,000	-17,068,095	$(-12,483,900 + 6,000,000 \times 0.8) \times 1.05 - 9,000,000$
第5年度	-17,068,095	6,000,000	4,000,000	-16,881,500	$(-17,068,095 + 6,000,000 \times 0.8) \times 1.05 - 4,000,000$
合計		30,000,000	40,000,000	-16,881,500	

61) なお、変換勘定算出において、当年度分の保険料収入の80%分については付利対象としない方式の

ファイナイト保険にすれば、保険会社がタイミング・リスクを負担しない構造になる。

担となる)。この場合、D保険会社は、5年間の保険料収入である30百万ドルを大幅に上回る保険金支払を行うことになり、保険会社の保険引受リスクが顕在化したと言える。なお、精算すべき変換勘定の残高はない。

このように、変換選択権付きの将来型ファイナイト保険では、保険料の予想運用収益と支払保険金で変換勘定が算定されることになっている。そのため、保険会社は、運用利回りが思わしくなくて予定どおりの資産運用ができない、という資産運用リスクを抱えることになるのはもちろん、保険金支払時期が予想よりも早まって資産運用期間が短縮し、予定どおりの資産運用ができないというタイミング・リスクも抱えることになる<sup>62)</sup>。さらには、保険会社は保険引受リスクをも抱えているのである（ただし、総支払限度額の設定により、上限を定めることができる）。

#### 4. 金融再保険やファイナイト保険の位置づけ

以上に見たように、ロス・ポートフォリオ・トランスファーやファイナイト保険は、共に長期契約であって、保険料の予想運用収益で保険料が割り引かれていたり、保険料精算勘定（前述の例では、変換勘定）が形成されていくため、保険料の資産運用収益（の一部）が保険料（や精算保険料）に反映しており、保険者はタイミング・リスクを負担していると言える<sup>63)</sup>。これは、金融再保険やファイナイト保険に通ずる特徴である。

また、現在の金融再保険やファイナイト保険

62) ただし、タイミング・リスクを排除するような変換条項を設定することも可能である。

63) 保険会社がタイミング・リスクを負担しない形態もある。前注参照。

では、保険者は保険引受リスクも負担しており（ただし、年間の総支払限度額や保険証券の総支払限度額が設定されているため、保険引受リスクが全面的に移転している訳ではない）、保険引受リスクがやはり保険料に反映しているものと言えよう。

つまり、保険リスク（保険引受リスクおよびタイミング・リスク）の保険料への反映形態からすると、金融再保険やファイナイト保険は前掲表1に掲げた第3の類型に該当するものとなる。したがって、少なくとも保険リスクの保険料への反映形態という保険料の算定方法の側面からは、換言すると、最も問題視されている保険料の性格において、こうした金融再保険やファイナイト保険が一般の保険と比較して特に不自然なものではないことが明らかであると言えよう<sup>64), 65)</sup>。もちろん、従来の一般的な損害保険商品の保険料算定とはやや異なるものの、キャッシュ・フロー・アンダーライティングは実質的に第3の類型に該当するし、また、生命保険商品には第3の類型のものが多いのである。

#### 5. さいごに

このように、金融再保険やファイナイト保険が、最も問題となる保険料の観点から分析しても通常の保険形態と特に異なるものではないとすると、日本でも今後本格的に導入していくに

64) 現在の金融再保険やファイナイト保険でタイミング・リスクが移転しない形態のものについては（前注参照）、保険引受リスクのみが移転しているので、通常の保険と同様に、前出表1の第1の類型に分類されることになる。

65) なお、かつての金融再保険のように、たとえ保険引受リスクが移転しておらず、そのため保険引受リスクが保険料に反映していない場合であっても、少なくともタイミング・リスクが保険料に反映しているものについては、第2の類型に該当するものと言えよう。

あたり、何らかの基準（保険として認められる基準、認められる場合の保険会計基準や企業会計基準など、当局への報告義務、等々）を明示すべき段階にきているのではないだろうか。

たとえば、日本の監督当局が正面から認めている金融再保険は財務再保険であるが（1997年末に認められた）<sup>66)</sup>、一定の処理基準が明示されており、利用された事例も明らかになっている<sup>67)</sup>。

すなわち、財務再保険とは、次に述べる要件に該当する再保険で、出再する元受保険契約の将来収益を「出再保険受入手数料(初年度コミッション)」として予め一定額を収受するものと定義されている。この財務再保険の要件は、保険契約に関する全ての保険リスク（死差損益関連リスク、費差損益関連リスク、利差損益・価格変動損益関連リスク、責任準備金関連リスク）の移転である。また、当局への事前届け出が必要である。

財務再保険の種類としては、共同保険式再保険<sup>68)</sup>と修正共同保険式再保険<sup>69)</sup>の形態のみが認められる（財務再保険であっても、他の形態のものは金融監督庁及び大蔵大臣が認める財務再保険には該当しない）。また、出再保険受入手数料の用途は、責任準備金の積み増しに限定されている<sup>70)</sup>。

そして、保険会計処理は、再保険と同様の処理を行うが、財務諸表に「出再保険受入手数料」の現在残高を注記することとされている<sup>71)</sup>。

以上のように、日本でも財務再保険については利用基準が明確であるが、他の金融再保険やファイナイト保険についても利用基準が明確にならないと、いつまでもこうした保険の導入が躊躇され、長期安定的なカバーや特殊なリスクについての保険カバーを必要とする企業（や元受保険会社）の保険需要に、日本ではいつまでも応えられない。

つまり、金融再保険やファイナイト保険は長

66) 『『生命保険会社の業務運営について』通達の一部改正について』平成9年12月15日蔵銀2799号参照。この通達により、「生命保険会社の業務運営について」平成8年4月1日蔵銀500号に「別紙4 財務再保険の取扱いに関する基本事項」が設けられた。

また、その後、平成10年に追加された保険業法施行規則71条2項、3項と、前期通達内容を改めて規定した「保険業法施行規則第71条第2項の規定に基づき大蔵大臣が再保険を定める件」平成10年6月8日大蔵省告示233号（改正平成10年6月29日金融監督庁・大蔵省告示1号）を参照。

なお、このように当初は生命保険会社のみ認められたが、現在は生命保険に限定されていない。

67) 東邦生命の事例では、1998年4月のGEファイナンス・アシュアランスとの合併によるGEキャピタル・エジソン生命の設立に際して財務再保険が利用された。東邦生命は既存契約に関する財務再保険の出再者となって、出再保険受入手数料を受領する一方で、エジソン生命の向後10年間の保険契約に関する受再者となって、将来にわたって保険利益を収受することになった。けれども、1999年6月に東邦生命は破綻した。

第百生命の事例では、1998年3月の財務内容改善に際して出再者となり、また、1999年4月のマニュアル・ファイナンスとの合併によるマニュアル

イフ・センチュリー生命の設立に際しても出再者となり、この財務再保険が用いられている。

68) 共同保険式再保険とは、受再者が出再割合に応じた部分の責任準備金の積み立てと責任準備金相当額の資産の管理を行う方式のことである。

69) 修正共同保険式再保険とは、受再者が出再割合に応じた部分の責任準備金の積み立てを行うが、責任準備金相当額の資産の管理は出再者が行う方式のことである。

70) 出再する元受保険契約の将来収益を基に計算した出再保険受入手数料は、保険会計では次のように処理すべきことが定められている（財務再保険か否かを問わない）。

まず、金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める再保険については、出再保険受入手数料を責任準備金に積み立てる（保険業法施行規則71条2項）。なお、この「金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める再保険」として財務再保険が定められている。

他方、金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める再保険以外の再保険については、出再保険受入手数料を預り金として計上する（保険業法施行規則71条3項）。

71) 企業会計も税務会計も同様の処理をすることになると思われる。

期の保険契約であるので、保険サイクル (insurance cycle) に左右されない、長期安定的な保険カバーを提供することが可能である。

また、総支払限度額の設定により、保険引受リスクが限定されているので、通常の保険形態では保険化しにくいような特殊なリスク（たとえば、政治的リスク）を担保する保険カバーも提供することが可能となる。

さらに、複数のリスクのカバーを統合した複合リスク商品 (integrated risk cover or blended cover) が今後広がっていくものと思われるが（たとえば、伝統的な保険リスクと金利・為替といった金融リスクの複合リスク商品や、あるプロジェクト全体のリスク（財物損壊リスク、操業遅延リスク、政治的リスク、金利リスクなど）を包括的にカバーする複合リスク商品）、やはり通常の保険形態ではなかなか保険化しにくいので、その際にはこの金融再保険やファイナイト保険の利用は不可欠である<sup>72)</sup>。

以上のとおり、現代の金融再保険やファイナイト保険は保険料算出においても通常の保険契約と変わるところがなく（少なくとも、通常の保険契約と同様に商品設計することができる）、かつ、企業のリスク・ファイナンスに有用だとすると、その利用基準（少なくとも、その会計処理基準）の提示が急務であると言えよう<sup>73)</sup>。

## 参考文献

- 【姉崎 1984】姉崎義史他『講案保険総論』（1984）法律文化社
- 【伊藤 1985】伊藤梅雄『やさしい保険の算数』（改訂新版。1985）新日本保険新聞社
- 【岩崎 1992】岩崎稜「第2章 保険事業の定義」竹内昭夫編『保険業法の在り方 下巻』（1992）有斐閣
- 【印南 1956】印南博吉『保険の本質』（1956）白桃書房
- 【梅津 1988】梅津昭彦「米国における生命保険規制—金融商品としての『保険』概念」文研論集83号（1988）
- 【インシュアランス 1998】インシュアランス『損害保険統計号 平成9年度決算』保険研究所（1998）
- 【インタリスク 1999】「リスクファイナンス第9回／ディヴィデンド・プログラム (Dividend Program) (1)(2)」インタリスク1999・9号, 1999・10号
- 【江頭 1996】江頭憲治郎『商取引法』（第2版。1996）弘文堂
- 【大森 1985】大森忠夫『保険法』（補訂版。1985）有斐閣
- 【金光 1987】金光良美『米国の保険危機』（1987）保険毎日新聞社
- 【小暮 1998】小暮雅一『保険の数理—損保・生保・年金—』（第3版。1998）損害保険事業総合研究所
- 【佐藤 1989】佐藤猛「第6章 団体生命保険」日本アクチュアリー会『保険1（生命保険）』（1989）日本アクチュアリー会
- 【柴田 1995】柴田忠男『生命保険』（改訂版。1995）晃洋書房
- 【白杉 1949】白杉三郎『保険学総論』（1949）千倉書房
- 【鈴木 1992】鈴木辰紀『保険論』（第7版。1992）成文堂
- 【トーア 1999】トーア再保険『再保険 その理論と実際』（1999）損害保険事業総合研究所
- 【東京海上 1997】東京海上火災保険株式会社編『損害保険実務講座補巻保険業法』（1997）有斐閣
- 【中里 1994】中里実『国際取引と課税』（1994）有斐閣

72) 金融再保険やファイナイト保険の有用性については、たとえば【Swiss Re 1997】、【吉澤 1999】を参照。

73) 本稿では触れなかったが、米国では税務会計基準も比較的明確である。

すなわち、まず、米国の税務会計基準では、保険にはリスク移転とリスク分散が必要である。

そして、遡及型保険（本文3（1）の設例参照）は保険リスクの移転がないとして、内国歳入庁 (IRS: Internal Revenue Services) は、保険契約者がその保険料を損金算入の対象にできる「保険」とは認めない立場をとっている (IRS Associate Chief Counsel (Technical), Whether Retroactive Arrangements Should be Treated as Insurance, at Least with Respect

to Internal Revenue Code Sections Dealing with an Insurer's Taxable Income, etc., April 15, 1989)。なお、遡及型保険を引き受けた保険会社の未払保険金の計上については、Revenue Ruling 89-96を参照。

他方、将来型保険の遡及的保険料調整 (retrospective rating. 本稿の3（2）の設例参照) では、保険契約者は保険料調整の対象とならない部分（本稿の設例では変換勘定額に算入されない部分、すなわち、保険料の20%）のみならず、保険料調整の対象となり得る部分（本稿の設例では変換勘定額に算入される部分、すなわち、保険料の80%）についても、支払保険料を保険料支払年度に損金算入することが認められる (Ref., IRS Revenue Ruling 83-66)。



- 【庭田 1992】庭田範秋編『保険経営学』（1992）有斐閣
- 【日吉 1998①】日吉信弘「ART入門」保険毎日新聞（損保版）1998/5/8
- 【日吉 1998②】日吉信弘「ART入門」保険毎日新聞（損保版）1998/5/29
- 【ブラック＝スキッパー 1994】Black, K. and Skipper, H. D. (安井信夫監訳)『生命保険』(原著名は Life Insurance) (12版。1996。原著は1994) 生命保険文化研究所 (原著は Prentice-Hall, Inc.)
- 【文研 1997①】生命保険文化研究所 (吉野智市)『生命保険会計』(1997)生命保険文化研究所
- 【文研 1997②】生命保険文化研究所『生命保険会社の法定会計のあり方 (保険監督法研究会報告書 [VI])』(1997)生命保険文化研究所
- 【古瀬 1996】古瀬政敏『アメリカの生命保険会社の経営革新』(1996)東洋経済新報社
- 【水島 1999】水島一也『現代保険経済』(6版。1999)千倉書房
- 【森宮 1996】森宮康「『キャプティブ』保険会社とリスク・ファイナンス」広海孝一＝下和田功編『現代社会と保険』(1996)中央経済社
- 【山下 1996】山下友信「保険業の定義」商事法務1434号 (1996)
- 【吉澤 1994】吉澤卓哉「集積損害による保険引受リスクのヘッジについて - 保険先物と金融再保険を中心に -」損害保険研究56巻1号 (1994)
- 【吉澤 1999】吉澤卓哉「企業リスクのファイナンスと保険【序】」経済学研究66巻2号 (1999)
- 【Abraham 1990】Abraham, K. S., *Insurance Law and Regulation: Cases and Materials*, 1990, The Foundation Press
- 【ARIA 1965】ARIA, *Bulletin of Commission on Insurance Terminology of the American Risk and Insurance Association*, 1, 1965
- 【Best L/H 1998】A. M. Best, *Best's Aggregates & Averages Life-Health 1998 Edition*, 1998, A. M. Best Company
- 【Best P/C 1989】～【Best P/C 1998】A. M. Best, *Best's Aggregates & Averages Property-Casualty 1989-1998 Edition*, 1989-1998, A. M. Best Company
- 【Bunner 1995】Bunner, B. A., Financial Reinsurance: New Products for a New Environment, Gastel, A. ed., *Reinsurance: Fundamentals and New Challenges*, 3rd ed., 1995, Insurance Information Institute Press
- 【Carter 1995】Carter, R. L., *Reinsurance*, 3rd ed., 1995, Reactions Publishing Group
- 【Clark & Calderon 1995】Clark, N.W. and Calderon, R. M., The Growth of Reinsurance Regulation, Gastel, A. ed., *Reinsurance: Fundamentals and New Challenges*, 3rd ed., 1995, Insurance Information Institute Press
- 【Crane 1984】Crane, F. G., *Insurance: Principles and Practices*, 2nd ed., 1984, John Wiley & Sons
- 【Dobbyn 1996】Dobbyn, J. F., *Insurance Law*, 3rd ed., 1996, West Publishing (邦訳：佐藤彰俊訳『アメリカ力保険法』(1998)木鐸社)
- 【Greene et. al 1992】Greene, M. R., Trieschmann, J. S. and Gustavson, S. G., *Risk & Insurance*, 8th ed., 1992, South-Western Publishing
- 【Hall 1995】Hall, D. J., Credit for Reinsurance: An On-Going Regulatory Debate, Gastel, A. ed., *Reinsurance: Fundamentals and New Challenges*, 3rd ed., 1995, Insurance Information Institute Press
- 【Keeton & Widiss 1988】Keeton, R. E. and Widiss, A. I., *Insurance Law A Guide to Fundamental Principles, Legal Doctrines, and Commercial Practices*, 1988, West Publishing
- 【Kiln 1991】Kiln, R., *Reinsurance in Practice*, 3rd ed., 1991, Witherby & Co.
- 【Marcoux 1995】Marcoux, W. C., Alien Reinsurers, Gastel, A. ed., *Reinsurance: Fundamentals and New Challenges*, 3rd ed., 1995, Insurance Information Institute Press
- 【Mehr 1986】Mehr, R. I., *Fundamentals of Insurance*, 2nd ed., 1986, Richard D. Irwin Inc.
- 【Mehr et. al 1985】Mehr, R. I., Cammack, E. C. and Rose, T., *Principles of Insurance*, 8th ed., 1985, Richard D. Irwin Inc.
- 【Monti & Barile 1995】Monti, R. G. and Barile, A., *A Practical Guide to Finite Risk Insurance and Reinsurance*, 1995, John Wiley & Sons
- 【NAIC 1994】NAIC, *Accounting Practices and Procedures Manual for Property/Casualty Insurance Companies*, 1994 /10
- 【O'Neill & Woloniecki 1998】O'Neill, P. T. and Woloniecki, J. W., *The Law of Reinsurance in England and Bermuda*, 1998, Sweet & Maxwell
- 【Outreville 1997】Outreville, J. F., *Theory and Practice of Insurance*, 1997, Kluwer Academic Publishers
- 【Phifer 1996】Phifer, R., *Reinsurance Fundamentals*, 1996, John Wiley & Sons, Inc.
- 【Rejda 1998】Rejda, G. E., *Principles of Risk Management and Insurance*, 1998, Addison-Wesley
- 【Rice 1992】Rice, P. W. ed., *RF & S (The Risk Funding & Self-Insurance) Bulletins*, 1992, National Underwriter
- 【Swiss Re 1997】Swiss Re, *sigma No.5 / 1997, Alternative risk transfer via finite risk insurance: an effective contribution to the stability of the insurance industry*, Swiss Re (邦訳：ファイナイトリスク研究会訳「ファイナイトリスク再保険を通じた代替のリスク移転＝保険

業安定化への効果的な貢献＝」損保企画704号, 705号, 706号。1999)

【Tanker & Chawaga 1996】 Tanker, M. B. and Chawaga, S. P., Uniformity in Credit for Reinsurance Regulation, 15 *Journal of Insurance Regulation* 1, 1996

【Tiller & Fagerberg 1990】 Tiller, J. E. and Fagerberg, D., *Life, Health and Annuity Reinsurance*, 1990, ACTEX

Publications

【Vance 1951】 Vance, W. R., *Handbook of the Law of Insurance*, 1951, St. Paul: West Publishing Co.

【Vaughan & Vaughan 1995】 Vaughan, E. J. and Vaughan, T. M., *Essentials of Insurance: A Risk Management Perspective*, 1995, John Wiley & Sons

〔九州大学経済学部客員助教授〕